

医療分野における個人情報保護法案

2004/07/16

1. 個人情報保護法案とは 個人情報コントロールの権利を守るものである

2003年5月23日に成立した個人情報保護法案は、5月30日公布、個人情報取扱事業者の義務等を定めた部分を除き施行されている。

このとき除外された部分は、2年以内に政令で定めて施行されることとされ、この施行期日が、2005年4月1日である。

< 個人情報取扱事業者の義務 >

データ内容の正確性確保
安全管理措置
従業員の監督
委託先の監督
第三者への提供
公表、開示、訂正、利用停止等
苦情処理

適用除外事業者 : 報道、警察捜査情報、教育（問題児）個人情報など
例外 : 利用目的などを本人に通知し公表することにより、本人または第三者の生命身体財産その他の権利利益を害する恐れがある場合

2. 医療からの動き 地域がん登録全国協議会、日本疫学会、日本医師会 他 基本法制では医療情報は対象から除外していない

適用除外事業者の認定または例外適用をうけるべく、意見書提出および法案制定に際してのヒアリング参加などを行ったが、医療分野は今回適用除外の認定はうけられなかった。

これまで実施された医療情報分野等における守秘義務規定の充実やガイドラインの策定は下記のとおり。

（１） 疫学研究分野

「疫学研究に関する倫理指針」（H14/7/1 施行）
研究者が遵守すべき基本原則に「個人情報の保護」を規定

（２） 医療分野

〔医療機関〕

守秘義務規定の充実
看護婦、准看護婦、保健婦、歯科技工士について、新たに守秘義務を課した。（H13年法改正）
医療関係団体における倫理規定の策定
日本医師会「医の倫理要項」日本看護協会「看護婦の倫理規定」プライバシーの保護等

(3) 福祉分野

〔介護施設、障害者施設等〕

運営基準(省令)において、従業者等について守秘義務を規定。

〔ホームヘルパー等〕

指定居宅介護事業者の運営基準(省令)において、従業者等について守秘義務を規定。

(4) その他のガイドライン等

- ・ 「診療記録等の外部保存に関するガイドライン」(財)医療情報システム開発センター
- ・ 「診療記録等の外部保存に関するガイドラインについて」厚生労働省医政局長通知
- ・ 「生物由来製品および特定生物由来製品の指定並びに生物由来原料基準の制定等について」厚生労働省医政局長通知
- ・ 健康保険組合における診療報酬明細書および調剤報酬明細書の紙以外の媒体による保存について」厚生労働省保険局保険課長通知
- ・ 「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示
- ・ 「遺伝子解析研究に付随する倫理問題等に対応するための指針」厚生省大臣官房厚生科学課長通知
- ・ 「診療に関する情報提供等の在り方に関する検討会報告書」
- ・ 「診療情報の提供等に関するガイドライン」診療に関する情報提供等の在り方に関する検討会
- ・

● 週刊医療情報インデックス ●

2003 年 5 月第 1 週 (2003.04.29 ~ 2003.05.05)

■ 医療情報提供は確実に進展も環境整備は不十分 / 厚労省・検討会報告書案

厚生労働省は4月28日の「診療に関する情報提供の在り方に関する検討会」に報告書案と、診療情報の提供に関する指針(GL)の骨子案を提示した。

診療情報開示の法制化について報告書案は、賛否両論があったとしながらも、「情報提供は着実に進展しているが、環境整備はまだ不十分」などと指摘。また、個人情報保護法案が成立すれば、医療機関には本人からの情報開示請求に応じる義務が生じることを明記した。

一方のGL骨子案は、医療従事者にさらなる診療情報開示を促すためのもので、個人情報保護法案では開示の対象外とされている遺族への情報提供についても、開示請求には原則として応じるべきとの考え方を提示した。

< 医師会のスタンス >

権利として構成されるのは困るが、医師側で判断して開示する

< 国立医療機関のスタンス >

医師会のガイドラインよりも積極的に開示する方向